



秋田県公報

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

目 次	ページ
規則	
○災害救助法施行細則の一部を改正する規則(二一〇・総合 防災課).....	1

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年十月三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百十号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十九年秋田県規則第三十八号)の
一部を次のように改正する。

別表第一号(2)中「二百三十八万五千円」を「二百三十四
万二千円」に改め、同表第三号(1)の表中「二七、三〇〇円」を
「一七、二〇〇円」に、「三二、一〇〇円」を「二二、一〇〇
円」に、「三二、七〇〇円」を「三三、六〇〇円」に、「三九、
一〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「四九、六〇〇円」を「四
九、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を「二八、四〇〇円」
に、「三六、八〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「五一、四〇
〇円」を「五一、二〇〇円」に、「六〇、三〇〇円」を「六〇、
一〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を「七五、四〇〇円」に改
め、同号(2)中「等」を削り、同号(2)の表中「一七、五〇〇
円」を「一七、四〇〇円」に、「二六、九〇〇円」を「一六、八
〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「二九、九〇〇円」に、「二
五、三〇〇円」を「二五、二〇〇円」に改め、別表第一第六号(2)
中「五十一万円」を「五十万円」に改め、同表第九号(2)中「十九
万三千円」を「十九万九千円」に、「十五万四千四百円」を「十
五万九千二百円」に改める。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 0862-8766 FAX 0863-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄